



2024年7月18日

各位

会社名 株式会社 jig.jp
代表者名 代表取締役社長 CEO 川股 将
(コード番号: 5244 東証グロース市場)
問合せ先 取締役 CFO 田中 雄一郎
(TEL. 03-5367-3891)

譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、2024年7月17日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬として新株式の発行（以下、「本新株発行」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2024年8月9日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 514,400株
(3) 発行価額	1株につき329円
(4) 発行総額	169,237,600円
(5) 割当予定先	当社の取締役(※1) 2名 71,000株 当社の使用人(※2) 64名 443,400株 ※1 社外取締役を除く。 ※2 執行役員、顧問及び相談役を含む。
(6) その他	本新株発行については、金融商品取引法に基づく臨時報告書を提出しております。

2. 発行の目的及び理由

当社は、役員報酬制度及び従業員向けインセンティブ制度の見直しを行ったことを背景に、2024年6月末に第7回新株予約権（信託型ストックオプション）の全て（発行済株式総数対比8.92%相当）を放棄し、消滅させるとともに、2024年6月25日開催の当社第21回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入すること並びに本制度に基づき、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額200百万円以内として設定すること、対象取締役に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は200,000株を上限とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を譲渡制限付株式の交付日から当社取締役会が予め定めるいずれの地位からも退任又は退職する日までの間とすること等につき、ご承認をいただいております。

2024年7月17日、当社取締役会により、対象取締役については、当社第21回定時株主総会から2025年6月開催予定の当社第22回定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、また、当社の使用人（執行役員、顧問及び相談役を含む。）については、当社第22期事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日）に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である当社を対象取締役2名及び使用人（執行役員、顧問及び相談役を含む。）64名（以下、総称して「割当対象者」といい、割当対象者のうち、対象取締役については「割当対象者Ⅰ」、当社の使用人（執行役員、顧問及び相談役を含む。）については「割当対象者Ⅱ」という。）に対し、金銭報酬債権合計169,237,600円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式514,400株を割り当てることを決議いたしました。2024年6月末に発行済株式総数対比8.92%に相当する第7回新株予約権の全てを放棄したのに加え、本新株式発行に係る新株式の数は、2024年7月17日現在の発行済株式総数42,054,000株に対して1.22%であることから、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして、株主価値の共有を実現するために、合理的な規模及び数であると判断しております。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。

3. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

2024年8月9日から割当対象者が当社の取締役及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職する日（ただし、当該退任又は退職の日が2025年6月30日以前の日である場合には、2025年7月1日）までの間

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者Ⅰの場合には、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに、割当対象者Ⅱの場合には、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の事業年度末日の前日までに、当社の取締役及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を、当該退任又は退職の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下、「期間満了時点」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

③ 譲渡制限の解除

当社は、割当対象者Ⅰの場合には、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、割当対象者Ⅱの場合には、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の事業年度末日まで継続して、当社の取締役又は使用

人のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者Ⅰの場合には、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに、割当対象者Ⅱの場合には、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の事業年度末日の前日までに、当社の取締役及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、当該退任又は退職の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、SMB C日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものといたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が期間満了時点より前に到来するときに限る。）であって、かつ、当該組織再編等に伴い割当対象者が当社の取締役及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職することとなる場合には、当社取締役会決議により、割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行における発行価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2024年7月16日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である329円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上